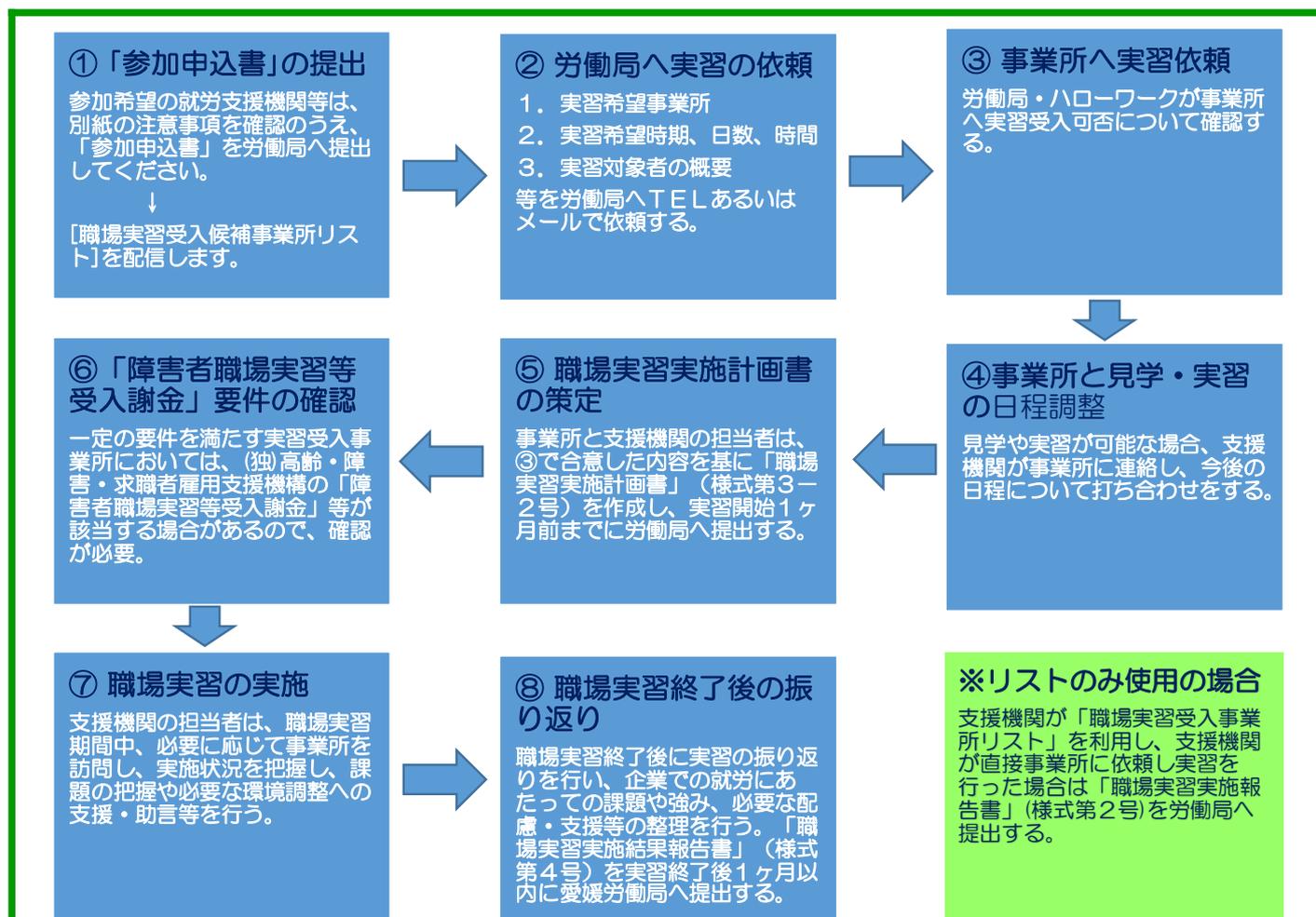


● 移行推進事業における 職場実習推進の内容

実習対象者	障害者就労支援機関等を利用している方（労働局、ハローワークの実習調整は、ハローワークに求職登録している障害者になります。）
実習日数	3日から10日の間（1週間から1か月の期間で設定）
実習時間	1日3時間から当該事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定
実習内容	危険な作業を伴わないもの
指導者の選任	企業において実習のための指導者を選任
賃金などの支払	実習のため、賃金、通勤手当など支払いなし
傷害、損害賠償責任保険	就労支援機関もしくは愛媛労働局において、実習中の事故等に備えた保険に加入します
その他	要件によっては、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構へ、障害者職場実習等支援事業の受入謝金を申請できる場合があります。詳細につきましては機構のホームページをご覧ください。 https://www.ieed.go.jp/disability/subsidy/s_syokubajisyu_jigyo/sub04_syokubajisyu.html （ハローワークが策定する実習計画が必須の項目があります。）

● 支援機関による実習のながれ



問い合わせ
愛媛労働局 職業安定部 職業対策課
〒790-8538 松山市若草町4番地3
松山若草合同庁舎5階
電話：089-941-2940
担当：地方障害者雇用担当官、就職支援コーディネーター
E-Mail：ehime-shougai@mlhw.go.jp

障害者に対する職場実習に係る注意事項 (就労支援機関等)

(1) 実習生を受け入れ、職場実習を実施する事業主（以下「実習生受入事業主」といいます。）は、次のイからハのすべてに該当し、二からトまでのいずれかに該当する事業主が対象となります。

【すべてに該当】

イ 職場実習を行う事業所（以下「実習事業所」といいます。）の職場環境および職場実習の内容等が、実習生にとって危険を伴わないものであること。

ロ 実習生が職場実習において従事する作業や業務に精通し、作業指導に適任と思われる方を、実習担当者として実習を行う事業所の従業員の中から選任することができること。

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち、障害者就労支援事業（同条第 13 項に規定する就労移行支援または同条第 1 4 項に規定する就労継続支援をいいます。）を行う事業所ではないこと。

【いずれかに該当】

ニ これまで障害者を雇用したことがない、または過去 3 年間（認定申請書の提出日から起算して過去 3 年間のことをいいます。以下同様です。）障害者を雇用した経験がなく、公共職業安定所等から依頼を受け、障害者を実習生として受け入れる事業所の事業主
ホ これまで身体障害者および知的障害者以外の障害種別の障害者を雇用した経験がなく、公共職業安定所等から依頼を受け、身体障害者および知的障害者以外の障害種別の障害者を実習生として受け入れる事業所の事業主

ヘ 過去 3 年間に障害者を雇用している事業所の事業主で、公共職業安定所等から依頼を受け、これまで雇用経験のない障害種別の障害者を実習生として受け入れ、実習終了日から起算して 3 か月以内に当該雇用経験のない障害種別の障害者を新たに雇い入れる事業所の事業主（注釈 1）

ト 初めて一般就労することを目指す障害者等の実習を受け入れる事業所の事業主（公共職業安定 - 1 - 1 障害者職場実習等支援事業 ◆ 職場実習 - 2 - ロ 1 障害者職場実習等支援事業）について 所が実習の必要性を認めて実習計画を策定し、これに基づき障害者を実習生として受け入れる事業所の事業主に限ります。）で、次の（イ）または（ロ）に該当する事業所の事業主

（イ）当該事業主の常時雇用する労働者数（注釈 2）が 300 人以下の事業主

（ロ）当該事業主の常時雇用する労働者数が 300 人以上の事業主で法定雇用率

（注釈 1）雇い入れに関して実習開始時または終了時に雇用予約があったと認められる場合および当該実習生に採用選考を実施せずに実習後に直接雇い入れる場合の事業所の事業主を除きます。また、週所定労働時間が 20 時間以上である方として雇い入れる事業所の事業主に限ります。

（注釈 2）障害者雇用促進法第 43 条第 1 項に規定する労働者数。除外率設定業種（「略称・用語等の説明」ページ②参照）の場合は除外率分控除した数とします。また、同法第 44 条または第 45 条の認定を受けている場合は法定雇用率（「略称・用語等の説明」ページ①「障害者雇用率制度」参照）を同一で算定する事業主全体の労働者数で判断します。なお、1 年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り該当します。

（2）対象事業主とすることができない事業主 ページ④「受入謝金等の支給対象としないう事業主」に該当する事業主は対象となりません

労働局から提供される職場実習受入候補事業所リストに掲載されている事業所に対して、職場実習を行う際には、以下の注意事項をご了承ください。

1 実習受入事業所での実習期間、実習日数及び時間

実習受入事業所での実習日数及び時間は、実習対象者の状態や作業内容等に応じて職場実習受入事業所と就労支援機関等が協議の上設定するものとなりますが、実習期間は 1 週間から 1 か月の間で設定するものとし、実習日数については原則として 3 日から 10 日の間、実習時間については 1 日につき 3 時間程度から当該事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定してください。

2 障害者雇用納付助成金における障害者職場実習等支援事業の支給申請書類の作成支援

職場実習受入事業所から、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構に障害者職場実習等支援事業に係る申請を行うことを希望する旨の申し出があった場合は、職場実習実施計画書の作成等にご協力いただくようお願いいたします。

3 職場実習期間中の実習対象者の管理

実習期間中における実習対象者の管理監督は、原則として、実習対象者が利用する就労支援機関等が職場実習受入事業所の実習担当者と連携、協力して実施するものとなります。

4 職場実習実施結果報告

職場実習受入事業所と実習対象者が利用する就労支援機関等は、原則として、実習終了後 1 か月以内に「職場実習実施結果報告書」を作成し、就労支援機関等から労働局へ提出するものとします。

5 賃金等

実習対象者に対しては、労働局及び職場実習受入事業所から賃金及び諸手当等は一切支給しないものとします。

6 遵守事項

(1) 就労支援機関等及び実習対象者は、実習実施に際し知り得た秘密を実習期間中及び実習終了後も第三者に口外してはならないことといたします。

(2) 実習の期間中において、実習対象者と労働局及び実習対象者と職場実習受入事業所との間には、雇用関係その他身分関係については一切生じないものとします。

(3) 就労支援機関等及び実習対象者の通勤途上の事故等については、労働局は一切その責を負わないものとします。このため、貴機関において保険に加入することとされている場合には、原則として当該保険に加入していただくようお願いいたします。

7 損害賠償等

実習対象者が就労支援機関等及び職場実習受入事業所に損害を与えた場合、労働局に重大な過失がない限り、労働局は一切の責任を負わないものとします。このため、貴機関において保険に加入することとされている場合には、原則として当該保険に加入していただくようお願いいたします。

8 実習対象者等の関係者への周知等

実習対象者及びその保護者等の関係者に対する本実習に関する事項の周知等に係る対応については、就労支援機関等が行うものとします。

9 協議

職場実習の実施に関して疑義が生じた場合には、その都度、就労支援機関等と労働局が協議の上定めるものとします。